

# 第1章 総論

## 第1節 計画策定の趣旨

近年、少子高齢化の一層の進行や、不適切な食生活や運動不足などに起因する生活習慣病、心の病に悩む人々の増加等により、県民の保健医療へのニーズも多様化・高度化しています。

また、東日本大震災や熊本地震のように大規模な自然災害発生時の医療や産科・小児科などの医療の確保とともに、いわゆる「団塊の世代」がすべて75歳以上となる平成37（2025）年の高齢者像、高齢社会像を踏まえた地域包括ケアシステムの整備充実等も求められています。

国においては、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するため、平成26年に「地域における医療と介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」（平成26年法律第83号）を制定し、県ではこれを受けて、病床の機能の分化及び連携並びに在宅医療を推進し、将来の医療需要に対応した適切な医療提供体制の構築を図るため、平成28年11月に「鹿児島県地域医療構想」を鹿児島県保健医療計画の一部として定めたところです。

このような状況を踏まえ、県では、平成25年に策定した鹿児島県保健医療計画を見直し、「県民が健康で長生きでき、安心して医療を受けられる、みんなが元気な鹿児島」を基本理念とする新しい「鹿児島県保健医療計画」を策定しました。（以下「県計画」という。）

今回、県計画が見直されたことに伴い、鹿児島保健医療圏のうち鹿児島市域（鹿児島市）における保健医療サービスに対するニーズを把握し、地域医療連携体制を主な内容とする、地域特性や実情を踏まえ適切な保健医療提供体制の整備を目的とした、鹿児島保健医療圏（鹿児島市域）地域医療連携計画（以下「地域計画」という。）を策定しました。

---

## 第2節 基本理念

---

市民が健康で長生きでき、  
安心して医療を受けられる、みんなが元気な鹿児島市  
《早世の減少・健康寿命の延伸・QOLの向上》

---

## 第3節 計画の位置づけ

---

- 地域計画は、県計画の一部を構成するものとして位置づけられるものです。
- 地域計画は、県計画の基本理念を踏まえた、鹿児島保健医療圏のうち鹿児島市域の医療連携体制等を具体的に記した計画です。
- 地域計画に盛り込む地域医療連携体制については、鹿児島市域内の保健医療等関係機関・団体等の連携の在り方を示すものです。
- 地域計画は、鹿児島市、保健医療機関・団体等の合意に基づき、保健医療等施策の基本的方向を示すもので、市民に対しては、自主的、積極的な健康行動や受診行動を期待するものです。

また、地域計画の推進に当たっては、共生・協働の理念のもと、行政・関係機関・市民など様々な分野の人々が協力して行うものです。